



お知らせ

固定資産税土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

市内の全課税物件を字・地番順に記載しており、近隣の物件の評価額と比較確認できます。

とき 4月1日(月)～30日(火)

8時30分～17時15分

(土日、祝日を除く)

ところ 税務課

縦覧できる方

固定資産税の納税義務者

(免税点未満で課税されない方を除く)、納税管理人、所有者の委任状がある方

※土地のみの納税義務者は家屋縦覧帳簿を縦覧できません。(家屋のみの場合も同様)なお、縦覧には本人確認できるものが必要です。

問 税務課 (☎内線132)

下水道事業計画変更案の縦覧

対象処理区

- ・公共坂本処理区
- ・事業計画区域拡大のため
- ・特環蛭川処理区

下水道施設維持管理のため

とき 4月9日(火)～22日(月)

8時30分～17時15分
(土日、祝日を除く)
ところ 下水道課

内容にご意見のある方は、縦覧期間中に任意様式により意見書を提出することができます。

問 下水道課 (☎内線522)

高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ



高齢者肺炎球菌予防接種の5歳区切りの経過措置は、令和5年度で終了しました。

令和6年度からの定期接種対象者は、「満65歳の方」と「60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の障害や免疫機能障害があり、身体障害者手帳1級相当の方」のみとなります。

「満65歳の方」は、65歳の誕生日から66歳の誕生日前日までに接種してください。対象者へは、満65歳になった翌月に予診票を郵送します。なお、令和5年度に対象となっていた昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方も66歳の誕生日前日までは接種でき

ます。予診票は令和5年に郵送したものを使用してください。接種を希望する方で予診票が手元のない方はお問い合わせください。

問 健康医療課 (☎内線628)

緑の募金にご協力お願いします

令和6年度春期募金期間

5月31日(金)まで

募金目標額

一世帯当たり1000円

※募金方法は地区によって異なります。

令和5年度春期・秋期の緑の募金額は292万1435円でした。多くのご協力をおりがとつございました。

頂いた募金は(公社)岐阜県緑化推進委員会に納付し、その60%が市に還元されます。中津川市緑化推進委員会で用途を検討し、学校や地域の緑化活動、幼稚園・保育園への木製遊具の贈呈などに有効活用されています。

問 中津川市緑化推進委員会 (林業振興課) (☎内線245)

犯罪被害遺児・交通遺児に激励金を支給します

対象 令和6年5月5日時点で岐阜県内に居住し、犯罪被害や交通事故でそれまで生計を共にしていた父または母(すでに父母がいない場合はそれに代わる方)を亡くされた方で、中学生までの方、高等学校などに在学中で満20歳未満の方

手当額(1人あたり)
・乳幼児、小学生 1万5千円
・中学生 2万円
・高校生など 2万5千円

報告期限 4月17日(水)

注意事項

①犯罪被害遺児や交通遺児となった後、養子縁組をされた方、もしくは父または母が再婚し、生計を共にすることとなった方は除く

②犯罪被害遺児の方は、国の犯罪被害給付金制度で、遺族給付金の支給裁定がされていることが必要

③中学生までの方は、市の交通遺児手当支給事業も対象

問 防災安全課 (☎内線164)

若年層の性暴力被害予防月間

4月は「若年層の性暴力被害

予防月間」です。10代、20代に対する性犯罪・性暴力の手法が巧妙になっています。望まない性的な行為は、どんな理由・相手でもすべて性暴力です。

◇性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(内閣府)☎#8891
◇性犯罪被害相談電話(警察)☎#8103

担当課 市民協働課 (☎内線325)

毎年4月は20歳未満飲酒防止強調月間

20歳未満の方の飲酒は、法律で禁止されています。令和4年4月に民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。20歳以上の方が飲酒するときも、20歳未満の方へ飲酒を勧めたりしないよう、ご留意ください。

問 中津川税務署

担当課 税務課 (☎内線146)